

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤 洋子外43名

被告 東京都知事 外4名

準備書面(6)

2006(平成18)年4月11日

東京地方裁判所 民事3部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 橋 利 明

弁護士 大 川 隆 司

弁護士 羽 倉 佐 知 子

弁護士 土 橋 実

弁護士 只 野 靖

弁護士 谷 合 周 三

ほか28名

目 次	ページ
はじめに 本準備書面の主題	5
第1章 政策目標を十分に達成している水供給施設	6
第1 近年の全国水需給状況の概況	6
1 用語の確認	
2 ウォータープラン21の整備目標についての考え方	
3 近年の都市用水の需給概況	
第2 考えがたい将来の水需要増	12
1 考えがたい将来の水需要増加	
2 関東一円でも水需給は同様な傾向を示している	
3 地下水と農業用水でさらに余裕が	
第2章 過大な水需要予測を重ねてきた国の長期計画	17
第1 長期水需給計画における予測の過大性	18
1 高度成長期の伸びをそのまま計画に	
2 都市用水の予測は実績の7割オーバー	
第2 ウォータープラン2000	20
1 工業用水の需要予測は7割オーバー	
2 縮小しても都市用水は4割オーバー	
第3 ウォータープラン21	21
1 状況の変化への認識を示す	
2 計画は微増となったが既に実績は減少	
3 なお大きな乖離は続く	
第3章 行政施策上の根拠を失った八ツ場ダム利水計画 第 次フルプ ランの消失	24
第1 利根川・荒川水系の水資源開発基本計画の推移	24
1 フルプランの性格と推移	

2	第 次フルプランは八ツ場ダムの行政施策上の根拠	
3	第 次フルプランの消失	
第2	第 次フルプランの概要と水需要の過大性	2 6
1	第 次フルプランの概要	
2	第 次フルプランの過大性とその理由	
3	破綻している水資源開発基本計画	
第4章	東京都の水事情	3 2
第1	被告の主張要旨とこれへの概括的な反論	3 2
1	被告主張の骨子	
2	被告の主張への概括的な反論	
第2	東京都の水需要の現状	3 5
1	概 況	
2	人口増加を上回る一人当たり使用量の低下	
第3	東京都の十分な保有水源	3 7
1	東京都の保有水源	
2	「課題を抱える水源」とは	
3	カウントされていない多摩地域の地下水	
第4	東京都の水需要予測の過大性	4 3
1	東京都の水需要予測の概要	
2	人口予測と1日最大給水量	
3	生活用水予測の過大性	
4	東京都の需要予測のバラつき	
第5	渇水の誇大宣伝と被害の歪曲	5 1
1	取水制限、給水制限とその影響	
2	東京都の渇水時の状況	
第6	東京都の保有水源と1日最大給水量との比較 - 水余り	5 5

- 1 まとめ
- 2 被告東京都知事らの主張の骨子に対する反論

はじめに 本準備書面の主題

(1) 本準備書面のテーマは「利水面から見て、八ツ場ダムは要らない」ということである。

全国の水事情を俯瞰すれば、ほとんどの地域で水あまりが起きている。戦後、全国に2000基ちかいダムを造ってきたこともあって、いろいろな地域で、ダムをつくっても、もう水を引き取る自治体がいなくなっている。そして、ダム計画はいくつも中止になっている。近年、全国で水需要ははっきり減少しているし、そうした現在の水需要を前提にすれば数年に1度くるとされる水不足の年はもとより、20年に2番目の少雨のときでも、現在の水源開発施設で安定的な供給が可能になっている。こうした事実は、国土交通省の資料から明らかである。

(2) 本準備書面においては、まず、全国の水需給関係を概観し(第1章) 上記の事実を確認した上、これまでの国レベルの長期計画である「長期水需給計画」、「ウォータープラン2000」(「全国総合水資源計画」国土庁1987年)と「ウォータープラン21」(「新しい全国総合水資源計画」国土庁1999年)を点検する(第2章)。そして、八ツ場ダム建設計画の基本計画となっている「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」(国土庁1988年 通称「第次フルプラン」)を点検する(第3章)。

(3) 「第次フルプラン」は2000年が目標達成年次であって、その役割は終わっているのだが、「第次フルプラン」は未だに姿を見せない。現在既に水が余っている上に、近年、水需要が減る傾向がはっきりしてきているから、需要増加を前提にした長期計画をつくる意味がなくなってしまうのである。この事情を最も良く知っているのは国土交通省である。だから、「第次フルプラン」ができないのである。しかし、役割は終わっているはずなのだが、八ツ場ダム計画は、この「第次フルプラン」に

基づいてつくられているから、亡霊のように姿を遣しているのである。この第 次フルプランは、一人あたりの水使用量が伸びる、域内の工業生産は倍増する、事業所はじゃぶじゃぶ水を使うという想定で、現実とは大きく違う計画を立て、水が足りなくなるからといって、ダム建設の正当性を叫び上げたのである。この不当性を明らかにする。

(4)そして、最後に、原告らの居住地、東京都の水事情である(第4章以下)。東京都も基本的には全国の水事情と大きく変わることはない。水が余っているのである。

(5)原告らの主張は、現在、全国ばかりでなく、利根川の流域でも水あまりの状態となっており、既に人口の減少が足音高くやって来ているのであるから、将来も需要の増加はない。だから、新規の水源開発施設を造る必要はない、というものである。

第1章 政策目標を十分に達成している水供給施設

第1 近年の全国水需給状況の概要

近年の水需給状況を点検するのであるが、この作業を行う上での最小限の用語の確認をした上、今日の都市用水の需給関係を概観する。結論は、現在の既設の水源開発施設等で10年に1回程度の渇水には対応できる状況となっていることが確認できるはずである。

1 用語の確認

以下に、水需給関係を論議するのであるが、その前に用語の定義を確認しておきたい。用語の定義は、「ウォータープラン21」(甲C第1号証。以下、「W21」と記すこともある)による(44頁)。

国土交通省は、水需給の長期計画策定を検討するにおいて、降雨の大

小を3段階に区分しているが、設定されている3段階とは次のようなものである。

「通常の年」とは、「1976年から1995年までの20年間で5番目の少雨に相当」する降雨がある年としている。数年に1回程度の渇水年を意味する。

「水不足の年」とは、「1976年から1995年までの20年間で2番目の少雨の年を想定」としている。10年に1回程度の渇水年を意味する。

「戦後最大級渇水の年」とは、「概ね戦後最大級の渇水に相当する年を想定」としている。

「安定供給量」とは、「先行開発水量」を供給量に含まない。「安定的な供給可能量」は先行開発水量を含む。

「先行開発水量」とは、「利水者が自ら将来需要増に備え、その負担において、先行的に確保した水資源開発水量」をいう。

2 ウォータープラン21の整備目標についての考え方

(1) この項では、近年(2002年)の水需要と供給の関係、そしてその安定性を概観するものであるが、まず、水需給に関して行政が設定している整備目標と近年の整備状況について、ウォータープラン21の記述をみることにする。

(2) ウォータープラン21の整備目標であるが、同プランは、「水利用の安全性の確保の目標として100%を求めるのは不合理であり、ウォータープラン21では少なくともおおむね10年に1度発生する少雨の年でも安定的に利用できることを基本としている」(国土庁 斉藤水資源

部長の「発刊によせて」としている。

(3)そして、ウォータープラン21は、1995年当時の水需給関係を念頭において、「『通常の年』であれば、全国計では、生活用水も工業用水も、ほぼ安定的な供給可能量が需要量を上回っている」としている(同44頁)。このことは、全国的な需給関係では、数年に1度くらいの少雨であれば、都市用水は安定的に供給する態勢が整備されるに至っており、渇水状態にはならないということを宣言しているのである。

このウォータープラン21が目指す整備目標は、「10年に一度発生する少雨でも安定的に利用できることを基本」とするのであるから、前掲の「水不足の年」の安全性が確保できるならば、政策目標は達成されたというべなのであろう。

(4)以下には、ウォータープラン21に示されている整備状況や、水資源白書ともいべき国土交通省の「日本の水資源」で得られるデータに基づいて、現今の水需給の状況を点検することとする。これにより、今日のわが国の水余りの状況が映し出されるはずである。

3 近年の都市用水の需給概況 20年間で2番目の少雨は十分に対応可能

(1)近年の都市用水は需要が減退している

2002年の都市用水(生活用水+工業用水)の需給関係を概観してみよう。

「平成17年版 日本の水資源」(甲C第2号証)によれば、2002年の都市用水の使用量(取水量ベース)は286億[?]であった(同書30頁)。都市用水の使用量は1995年には303億[?]であった(前同)が、

以後は、ほぼ毎年漸減して2002年には6%弱減少して286億?にまで低下したのである。工業用水は、これまで国内総生産が倍増しても、また、工業出荷額が何割か増えようとも、産業界のコスト削減の努力によって新規補給水量は30年間以上、漸減または横ばいの傾向が続き、1992年以降はほぼ減少の一途を辿っている(前同)。生活用水については、使用量では1990年代に入って増加がストップし、最近では漸減の傾向になった(前同31頁)。1人あたり生活用水使用量の最近の傾向をみると、はっきり減少の傾向になっている。生活用水の増加ストップは、ウォータープラン21の策定作業中から見て取れた傾向であるが、その傾向はウォータープラン21の予測には反映されなかった。

ウォータープラン21策定後の都市用水(水道用水+工業用水)の需要量と、同プランの目標達成時点(2010年以降)での水需要予測をグラフで示せば次のとおりである(次頁「図1-1」)。

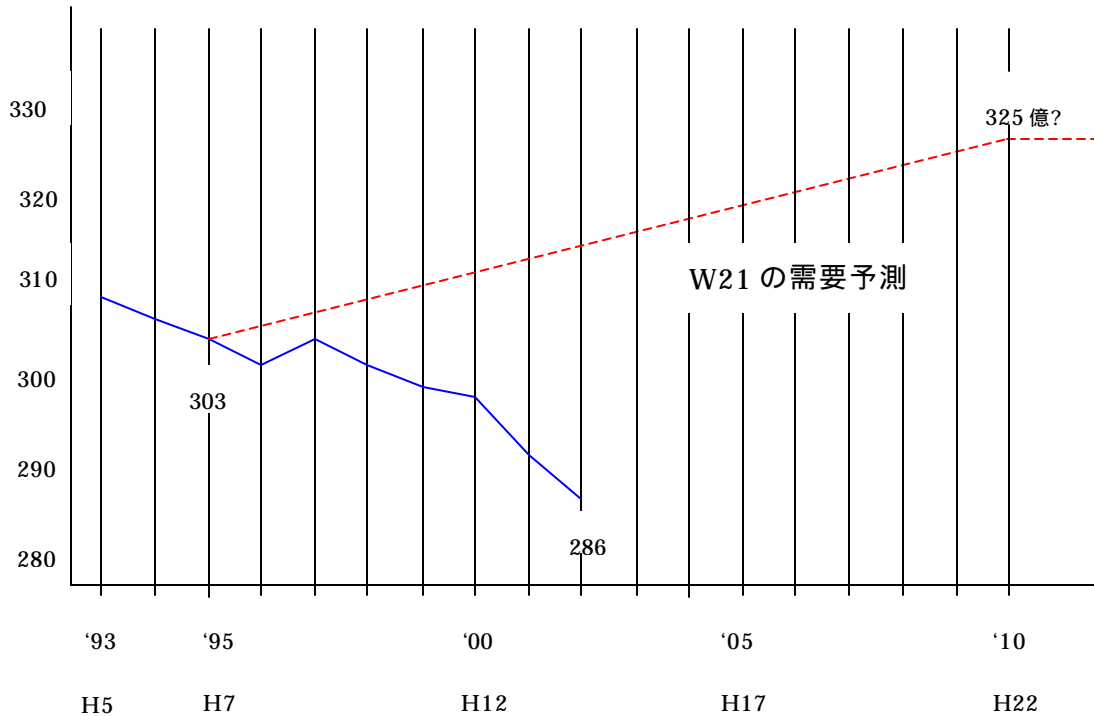
(2) これまでの施設整備で安全性は上昇している

一方、これに対する供給可能量であるが、ウォータープラン21によれば、1995年段階で、「通常の年」といわれる数年に一回程度現出する渇水時での供給可能量は、先行開発水量を含めた安定的な供給可能量は322億?/年であるとされている(同書35頁)。これは、現在の需要(286億?)を大きく上回っている。そして、20年間で2番目の渇水年を示す「水不足の年」の安定的な供給可能量(「先行開発水量」を含む)は285億?/年であった(同書35頁)。これは需要とほぼ対応する値であるから、20年間で2番目の渇水年でも、全国計では1995年時点の施設でほぼ充足しているといえる。なお、「先行開発水量」は将来の水需要を想定して先行開発した水量のことであり、

図 1 - 1 全国の都市用水(生活用水 + 工業用水)

年間使用量

W21 の計画と現実の水需要(取水量ベース)



水需要の実績は、「平成 17 年版 日本の水資源」による。

既設のダムなどで開発済みの水量であるから、これを含めて供給態勢を
考えることには何らの問題もないところである。

(3) 2 0 0 4 年以降では安全性は一層上昇

ア)これまでの記述は、1995年時点での供給可能量で比較したが、
今日では施設はさらに整備されている。「平成 17 年版 日本の水資
源」によれば、1996年から2004年までに「完成した水資源開
発施設による都市用水の開発水量」は21億? /年とされている(同
書212頁 参考3-1-2表)。この21億? は「通常年」を前提
とした値であると考えられるので、「水不足年」に対応する値を求め
ると、約19億? である(「表1-1」の〔注〕参照)。そこで、これ

を加えれば、「水不足の年」の安定的な供給可能量は、285億? + 19億? = 304億? となる。このように、2004年以後の都市用水については、「水不足の年」すなわち20年間で2番目の少雨に対しても、全国計では、供給の安定性が確保されるに至っている。

イ) ウォータープラン21の達成目標の枠外のことになるが、「戦後最大級渇水の年」の備えはどうなるかが問題となる。「戦後最大級渇水の年」を基準にとると、「先行開発水量」を含めても、まだ足りない。果たして、国土交通省が設定しているような「戦後最大級渇水の年」の水不足が到来するののかについては重大な疑問があるが、これは、ウォータープラン21でも達成目標の枠外に置かれているから、ここでは取り上げないこととする。

以上のところを簡易な表とグラフに取りまとめると、次のようになる。

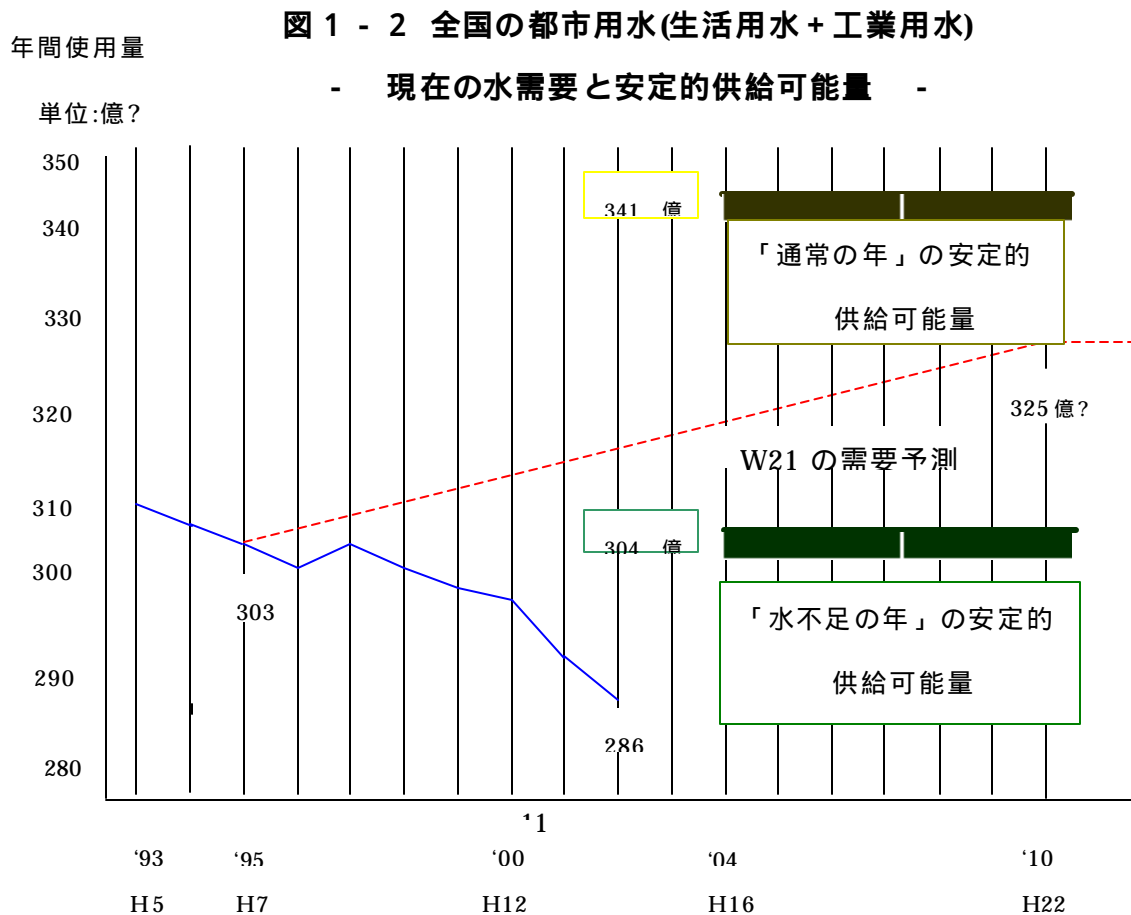


表 1 - 1 都市用水の現在の水需給（全国）

区分	02年水需要量	95年安定的供給可能量 + 新規開発水量
通常年	286億?	322+21=343億? (+20%)
水不足年	同上	285+19=304億? (+6%)
戦後最大級渇水の年	同上	248+16=264億? (-8%)

〔注〕新規開発水量 21 億? は「通常年」を前提とした値であると考えられるので、「水不足年」と「戦後最大級渇水の年」に対応するそれぞれの新規開発水量は、1995 年の安定的供給可能量の値に比例するものとして換算した値を用いた。

このように、全国計では、すでに水需給関係は安定的であり、特別な地域を除けば、新規の水源開発施設は不要だということになる。全国計では、既に政策目標は達成されているのである。これ以上の水源開発施設をつくる必要性は存在しない。

第 2 考えがたい将来の水需要増加

1 今後需要は伸びない 早くも人口の減少が始まっている

(1) 都市用水については、現在(2002年)の水需要であれば、先行開発水量を含めれば、「水不足年」を基準にしてもなお十分に対応ができることは前述のとおりである。

(2) そして、今後の水需要が増加するかと言えば、1997年以降、はっきりした需要の減退が起こっている。水道普及率は96.8%に達

してほぼ上限にある。生活用水については、1人1日平均使用量は1995年当時は322?であったが、この間に漸減傾向が続いて、2002年には316?に落ち込んでいる(「平成17年版 日本の水資源」31頁)。

(3) その上、早くも2005年から人口減少が始まっている。国立社会保障・人口問題研究所の予測では、「中位推計」によると、日本の人口は2025年で1億2100万人台まで、2050年には1億60万人にまで減るとしており、「低位推計」では9200万人にまで減少するとしている。ここまでの急激な減少はないとしても、人口や水需要が増える見通しはさらにはない。

(4) 工業用水の新規補給量は過去から現在まで工業出荷額が増加しても減り続けている。今もなおそうである。水需要が増加する要因はどこにも見当たらない。

2 関東一円でも水需給は同様な傾向を示している

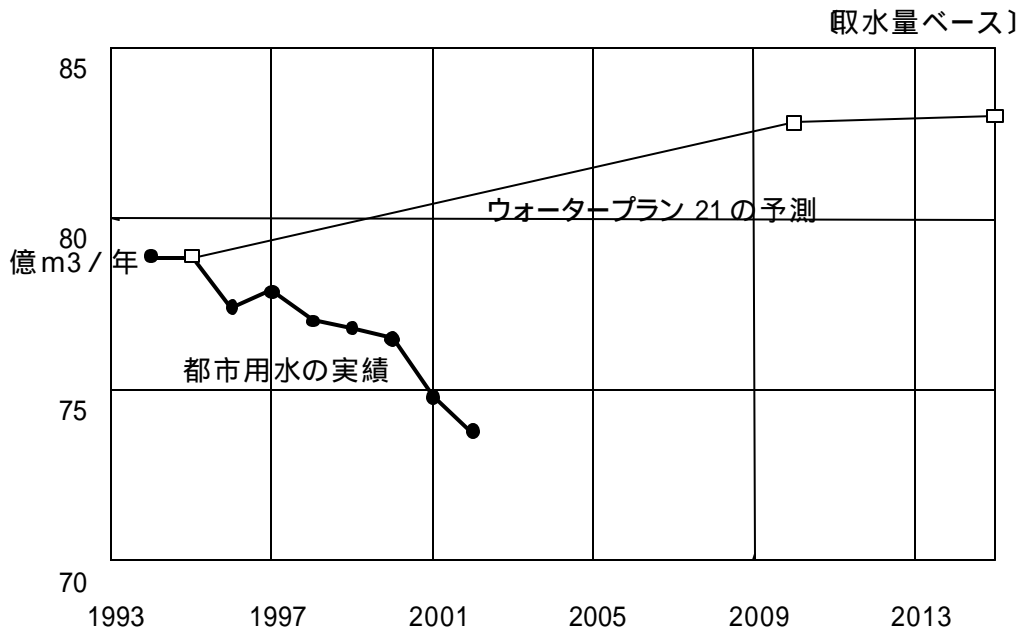
(1) これまでは、水需給の実情を全国規模で点検してきたが、これらの数値は各地の需給関係を合計したものであるから、各ブロック(全国を14ブロックに区分)でも、ほぼ同様な傾向を示している。

利根川流域は「関東内陸」と「関東臨海」に分けて示されているが、この両ブロックを合わせた関東地方もほぼ同様な傾向を示している。なお、「関東内陸」は茨城・群馬・栃木・山梨県、「関東臨海」は埼玉・千葉・神奈川県と東京都の範囲であって、利根川とは関係のない山梨、神奈川県も含まれている。

(2) 国土交通省の「日本の水資源」とウォータープラン21で得られ

たデータを使って、関東地方のこれまでの都市用水の需要とウォータープラン21の需要予測をグラフに示せば次のとおりである。ウォータープラン21の予測では都市用水の需要は1995年以降、増加傾向が続くことになっていたが、実績はほぼ減少の一途を辿ってきて、2002年は73.8億³/年まで低下している。このように、首都圏を含む関東地方においても最近の都市用水は増加がストップするだけでなく、減少傾向が続くようになっている。

図1-3 関東地方の都市用水 (生活用水+工業用水)



(3) これに対する関東地方の供給可能量はどうかというと、1995年以降に水源開発施設がいくつか完成して、2004年までに供給可能量が11.9億³/年も増加している。その結果、現在(2004年時点)の供給可能量は1995年以降に完成した水源開発施設を含めると、下表に示すとおり、数年に1回の渇水年「通常の年」では85.3億³

ノ年となっている。そこで、関東地方全体としては都市用水の需要に対して16%も余裕がある状態になっている。「水不足の年」についても、1995年以降に完成した水源開発施設を含めると、供給可能量は75.3億ノ年となり、2002年の都市用水の需要を少し上回る値になる。都市用水の需要の減少傾向が今後も続くことを考えると、10年に1回という渇水年である「水不足の年」においても、関東地方全体としては水需要が充足する供給可能量がすでに確保されていると判断される。

表1 - 2 都市用水の現在の水需給（関東地方）

区分	02年水需要量	95年安定的供給可能量 + 新規開発水量
通常年	73.8億?	73.4+11.9=85.3億? (+16%)
水不足年	同上	64.8+10.5=75.3億? (+2%)
戦後最大級渇水の年	同上	53.4+8.7=62.1億? (-16%)

〔注〕新規開発水量11.9億?は「通常年」を前提とした値であると考えられるので、「水不足年」と「戦後最大級渇水の年」に対応するそれぞれの新規開発水量は、1995年の安定的供給可能量に比例するものとして換算した値を用いた。

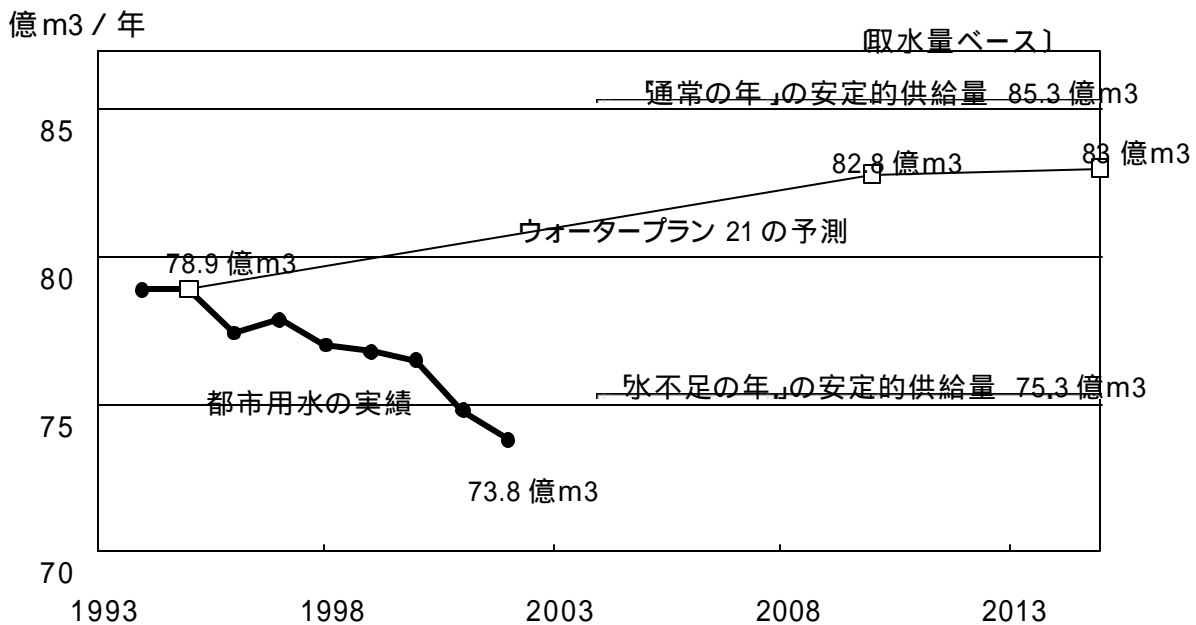


図 1 - 4 関東地方の都市用水 (生活用水+工業用水)

図 1 - 4 は以上に述べた関東地方の水需給の関係を図示したものである。

3 地下水と農業用水転用水利権でさらに余裕が

(1) 以上の検討は国土交通省の「日本の水資源」とウォータープラン 21 のデータを用いて行ったものであるが、国土交通省が示す供給可能量は二つの面で過小な値になっている。一つは地下水から河川水への一部転換が考慮されているが(「W 2 1」38 頁)、地盤沈下はすでに沈静化しており、地下水使用量の削減は不要である。もう一つは不安定水利権(暫定水利権)とされているもの(「平成 17 年版 日本の水資源」2 1 4 頁)の中に実用上は安定水利権であるものがかなり含まれていることである。たとえば、農業用水からの転用で得られた水利権は暫定水利権として扱われているけれども、実用上は安定水利権である。

(2) 地下水の利用可能量と、農業用水転用水利権等の暫定水利権を正しく評価すれば、供給可能量は大幅に増加する。そうすれば、上表の計算とは異なり、「水不足の年」においても、関東地方の供給可能量は現在の水需要に対して十分に余裕のある値になる。

第2章 過大な水需要予測を重ねてきた国の長期計画

水資源開発の基本となるべき計画に、全国水資源総合計画がある。これは、長年、旧国土庁が全国総合開発計画に基づいて策定してきたものである。全国総合水資源計画は、極めて過大な水需要予測を行うことによって、過剰のダム建設を進める根拠を作り出してきた。

具体的に述べれば、今日までに国土庁が作成してきた全国水資源総合計画としては、1978年に策定され、1990年を目標年次とした「長期水需給計画」(甲C第3号証)、1987年に策定され、2000年を目標年次とした「全国総合水資源計画(ウォータープラン2000)」(甲C第4号証)があるが、後述するとおり、いずれも著しい過大予測の計画であった。そのため、国土庁は、第5次全国総合開発計画(1998年3月)を受けて、1999年6月に目標年次を2010年から2015年とした「新しい全国総合水資源計画(ウォータープラン21)」(甲C第1号証)を策定した。同計画は、過去の計画が過大な水需要予測に基づくものであったことを認めた上で、水需要予測を大幅に下方修正したものであるが、それでも最近の水需要の実績とは乖離したものとなっている。

第1 長期水需給計画における予測の過大性

1 高度成長期の伸びをそのまま計画に

「長期水需給計画」は、第3次全国総合開発計画(1977年11月)を踏まえて、旧国土庁が1978年8月に策定したものである。

図2-1に水道用水、図2-2に工業用水の全国値の実績と予測を対比したグラフを示す。これらの図をみると、長期水需給計画は、水道用水、工業用水とも、1973年頃までの高度成長時代の増加傾向をそのまま延長したものであった。同計画の策定年次は1978年であるから、

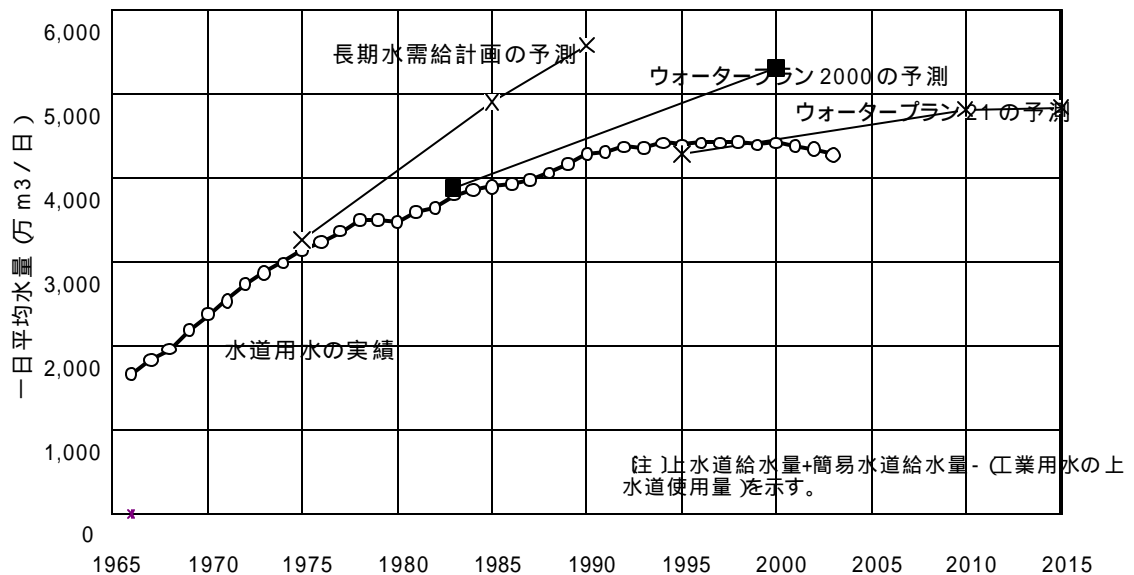


図2-1 水道用水の実績と国の予測(全国の計)

高度成長終焉後に水需要の動向が大きく変わったことは、策定時点で既に明白な事実であった。長期水需給計画は、その事実を無視して、高度成長時代の増加傾向を将来に延長する予測を行った。高度成長終焉後、水需要の実績は、水道用水に関しては増加率が大幅に小さくなり、工業用水に至っては、減少傾向に転じていた。そのようにきわめて重要な水

需要の動向の変化を無視して予測を行ったのであるから、当然のことながら、予測と実績の乖離は凄まじいものになった。

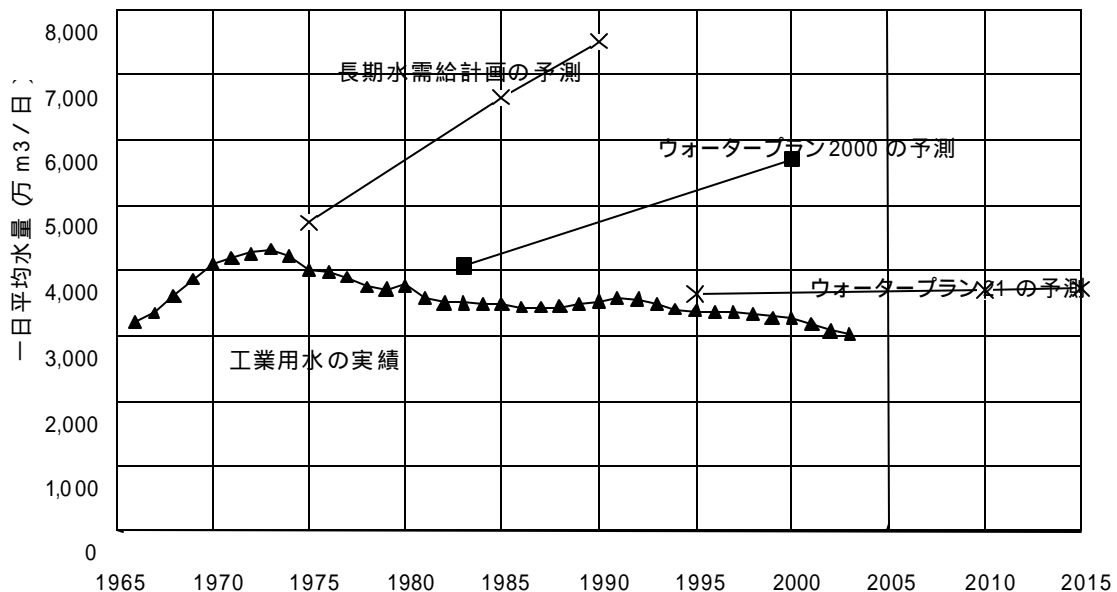


図 2 - 2 工業用水の実績と国の予測 (全国の計)

2 都市用水の予測は実績の7割オーバー

図 2 - 3 に都市用水 (水道用水+工業用水) のグラフを示す。目標年次の1990年における実績値と予測値を比較すると、それぞれ7,800万? / 日、13,100万? / 日であり、予測値は実績値の1.68倍にもなっている。

なぜ、このような架空の水需要予測を行ったかといえは、ダム計画の大義名分づくりが計画策定の目的であったと考えざるをえない。すなわち、ダム計画が先にあって、それに合わせるように水需要の将来値がつくられたから、架空の水需要予測になったのである。基準年の1975年からは5,300万? / 日の増加であるから、大量の水源開発を求める水需要予測となっている。

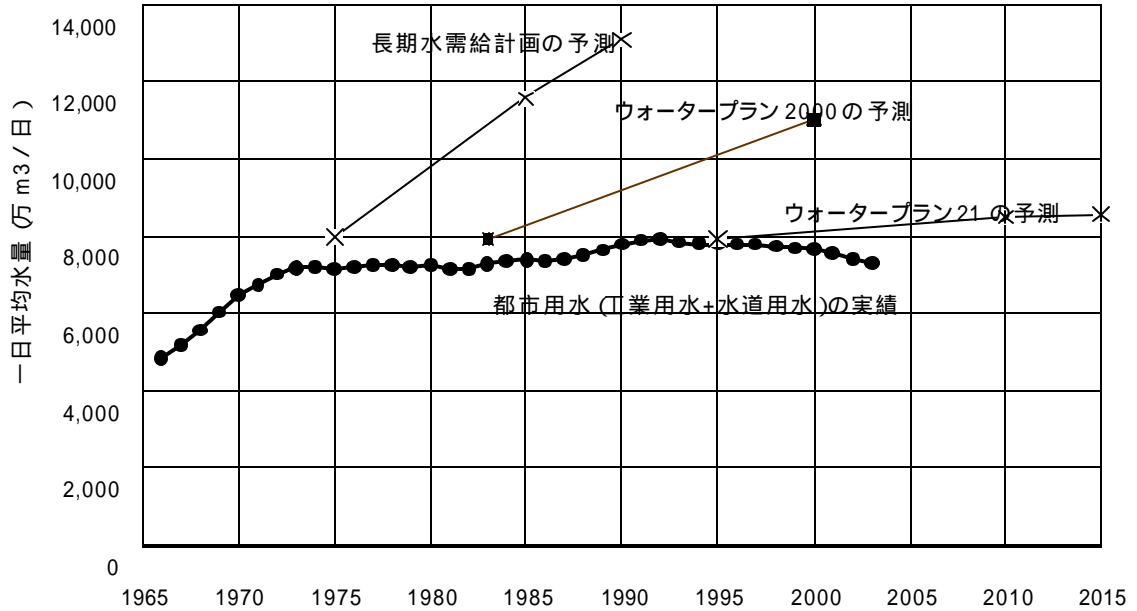


図 2 - 3 都市用水の実績と国の予測 (全国の計)

第 2 ウォータープラン 2000

1 工業用水の需要予測は 7 割オーバー

国土庁は、第 4 次全国総合開発計画 (1 9 8 7 年 6 月) を踏まえて、1 9 8 7 年 1 0 月に「ウォータープラン 2 0 0 0」を策定した。ウォータープラン 2 0 0 0 では、長期水需給計画が見直しされ、多少の下方修正がされたが、依然として極めて過大な予測が行われた。

前出の図 2 - 1、図 2 - 2、図 2 - 3 のとおり、ウォータープラン 2 0 0 0 の予測も実績と乖離している。特に乖離が大きいのは、工業用水である。工業用水の実績が横ばいなし減少傾向を示しているのに対して、相変わらず、かなりの増加傾向を予測しているため、目標年次の 2

000年では予測値は実績値に対して約7割も過大になっている。水道用水についても2000年の予測値は実績値に対して2割も過大であった。

2 減少しても都市用水は4割オーバー

都市用水について2000年の実績値と予測値を比較すると、それぞれ7,700万? /日、11,030万? /日であり、予測値は実績値の1.43倍にもなっている。長期水需給計画よりは下方修正されているとはいえ、実績との乖離は著しい。

そして、ウォータープラン2000の予測値は基準年の1883年からは約3,300万? /日の増加となっており、長期水需給計画の増加量約5,300万? /日と比べると、縮小されているとはいえ、やはり数多くの水源開発を求めるものになっている。ウォータープラン2000の場合もダム計画が先にあって、それに合わせるように、架空の水需要予測が行われた。

第3 ウォータープラン21

1 状況の変化への認識を示す

国土庁は、第5次全国総合開発計画(1998年3月)を受けて、1999年6月に「ウォータープラン21」を策定した(甲C第1号証)。ウォータープラン21は、過去の計画が過大な水需要予測に基づくものであったことを認めたとうえで、水需要予測を大幅に下方修正した。

まず、その「序」において、「我が国においては、依然として生活用水

などの需要は漸増傾向にあるものの、経済成長の鈍化や工業用水の回収率の向上、耕地面積の減少、人口の増加率の低下等により、かつてのような水需要の急激な伸びはみられなくなっている。(同書1頁)と述べ、ウォータープラン2000の予測と実績との乖離について分析を行い、その予測の誤りを認めている。

それに基づいて、ウォータープラン21は水需要予測の大幅な下方修正を行ったのであるが、それでもなお、第1章で述べたように、最近の水需要の実績とは乖離したものとなっている。

2 計画は微増となったが既に実績は減少

工業用水については前出の図2-2とおり、微増の予測を行ったが、実績は減少傾向を示しているため、予測と実績との差が年々拡大している。水道用水については前出の図2-1のとおり、緩やかな増加を予測したが、実績は横ばいから漸減傾向となってきたため、やはり予測と実績との差が次第に大きくなってきている。

この水道用水の予測の誤りは、図2-4に示すとおり、一人あたり水道給水量が増加し続けるという誤った概念にとらわれていることにある。1990年代に入ってから、一人あたり水道給水量は増加がストップし、漸減の傾向になってきているにもかかわらず、今後も増加傾向が続くという誤った予測を行っている。

3 なお大きな乖離は続く

このようにウォータープラン21の予測は工業用水、水道用水とも実績と乖離してきたため、前出の図2-3に示すとおり、都市用水につい

ても予測と実績との差が年々大きくなってきている。

なお、ウォータープラン21による2015年の都市用水の予測値は8560万³/日で、基準年の1995年からは630万³/日の増加であり、ウォータープラン2000の予測増加量3,300万³/日と比べると、水需要増加量は大幅に縮小されている。この点で、水需要の増加の面ではウォータープラン21は多くの水源開発を求めるものではなく、なくなっている。しかしながら、その予測は上述のとおり、今なお、現実には全く合わないものになっている。都市用水の実績は減少の方向に向かっているのであり、新たな水源開発は全く不要なのである。

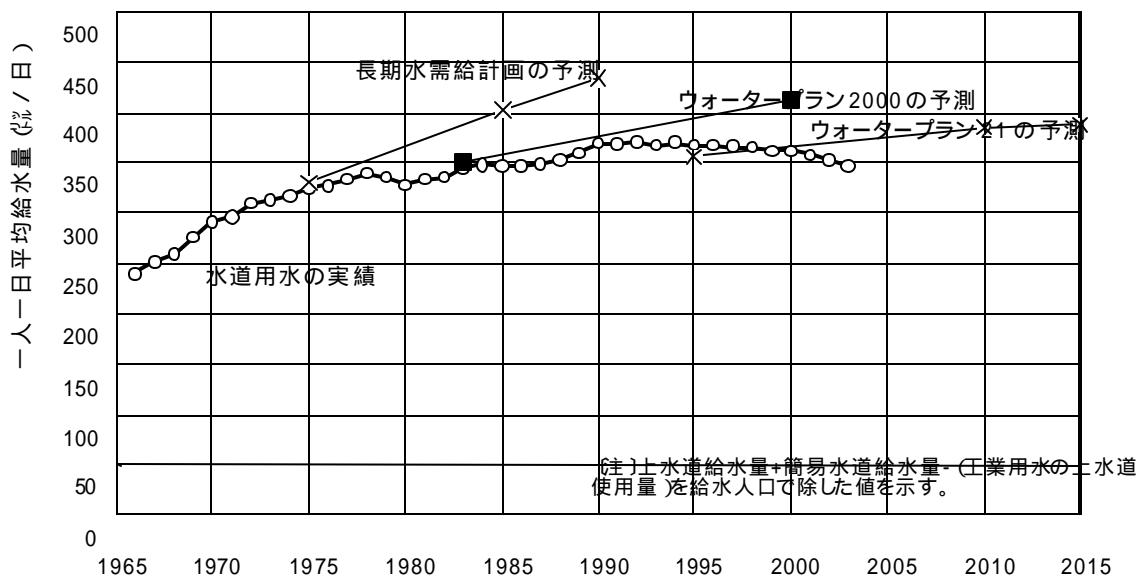


図2-4 一人あたり水道給水量の実績と国の予測 (全国の計)

第3章 行政施策上の根拠を失った八ツ場ダム利水計画 第 次フルプランの消失

第1 利根川・荒川水系の水資源開発基本計画の推移

1 フルプランの性格と推移

(1) 利根川・荒川水系の水資源開発は、水資源開発基本計画（通称フルプラン）に基づいて行われる。これは、国土交通省（旧国土庁）が作成してきたものであり、利根川・荒川水系に係る都県単位の水需要予測を積み上げて作成されるものである。

(2) 今日までに国土交通省（旧国土庁）が作成してきた利根川・荒川水系の水資源開発基本計画（フルプラン）としては、

1962年に策定された利根川における水資源開発基本計画

（第 次フルプラン）

1970年に策定された水資源開発基本計画の改定

（第 フルプラン）

1976年に策定された利根川及び荒川水系における水資源基本計画（第 次フルプラン）

1988年に策定された水資源開発基本計画

（第 次フルプラン。甲C第5号証）

があるが、いずれも著しい過大予測の計画の連続であった。

(3) 特に、1976年に策定された第 次フルプランは、1973年の第一次石油危機を経て、日本の高度成長が終焉を迎えたにもかかわらず、高度成長時代の強い水需要の上昇線をそのまま延長した予測を行っており、非現実的な水需要予測であった。

2 第 次フルプランはハツ場ダムの行政施策上の根拠

(1)そして、1988年に策定された第 次フルプランは、低成長時代が到来し、それが長期間定着していたにもかかわらず、第 次フルプランの水需要予測を基本的に踏襲したものであった。水資源開発を容認するために、恣意的に過大な水需要予測を継続した、と言わざるを得ないものであった。

(2)ハツ場ダムは、1988年に閣議決定された利根川・荒川水系における水資源開発計画(「第 次フルプラン」)によって根拠づけられている。第 次フルプランの目標年次は、2000年とされていた。第 次フルプランの予測した水需要は、閣議決定の時点(1988年)での実績とさえ乖離しており、全く合理性がない。

(3)また、国は、1999年にウォータープラン21を策定し、従来の水需要予測(1987年に策定されたウォータープラン2000)を大幅に下方修正した。第 次フルプランはウォータープラン2000をベースにしているから、ウォータープラン21が否定した架空の水需要予測をそのまま踏襲したものになっている。

3 第 次フルプランの消失

(1)第 次フルプランの目標年次が2000年であるにもかかわらず、現在に至るまで新規の水資源開発計画(第 次フルプラン)は策定されていない。利根川水系のフルプランは空白となっているのである。

(2)フルプランは、都市用水が増加することを前提として、その増加量に見合う水源を確保できるように、ダム等の水源開発事業を計画する

ことにあるが、近年のように都市用水の増加がストップして漸減の傾向を示してしまうと、フルプランを作成すること自体が困難になってしまう。5年間もフルプラン期限切れの状態が続いているのは、水需要の動向の変化でフルプランの策定が困難になっていることを物語っている。

(3)「第 次フルプラン」は、上述のように時間切れで消滅している。そして、今日に至るも「第 次フルプラン」は作成されていない。この結果、八ツ場ダム計画は、現時点では行政施策上の根拠を失っていることになるのである。「八ツ場ダム計画」は行政手続き上、漂流しているのである。

第 2 第 次フルプランの概要と水需要の過大性

1 第 次フルプランの概要

(1)第 次フルプランは、存続期限を徒過して消滅している。それゆえ、八ツ場ダム計画の行政施策上の根拠としての意味や機能を持たないものであるが、かつて、このような恣意的な過大計画によって、八ツ場ダム建設の正当性が唄い上げられたという経緯が存在している。

そこで、以下には、第 次フルプランの概要と、引き続いて水需要予測の不合理性を論証することにする。

(2)第 次フルプランは、利根川・荒川水系に依存する水需要の予測につき、水道用水・工業用水・農業用水に分類してそれぞれ数値を示したうえで、水源開発の必要性を結論づけているが、各分野における水需要予測が極めて過大であった。[注1]

(3)第 次フルプランでは、目標年次(2000年)の利根川流域の

水需要予測を行い、生活用水については一日平均有収水量を1,085万? /日、それに対応する年間最大取水量を1,717万? /日と設定した。これは、基準年(1983年)に比して42%の需要増加を見込んだものである。年間最大取水量というのは夏期のピークの需要量を前提にして、このピーク時の使用量に、浄水場でのロスや配水管からの漏水等を考慮してきめられた取水量である。結局、第 次フルプランでは、年間最大取水量は1日平均有収水量の約1.6倍の量が必要だということになっているのである。第 次フルプランは、こうした年間最大取水量を前提にして、供給計画が立てられていたのである。

(4) 工業用水(補給水量)については、計画の目標達成時には、基準年(1983年)より72%増しの673万? /日とされていた。この基礎には、利根川流域の工業出荷額は2000年には1980年代初頭の工業出荷額を基準年の2倍以上に上昇するとの想定が置かれ、工業出荷額1億円当たりの補給水量である「補給水原単位」の減少傾向を過小にみる想定がなされていた。なお、この補給水量は「回収水」は含まない使用水量を意味している

(5) そして、農業用水についても需要は増加するとされ、2000年の需要量(開発必要量)は、364万? /日とされていた。この農業用水は「夏期かんがい期間の平均取水量」と呼ばれるもので、計画では東京都を除く5県で増加が見込まれていた。

(6) 以上の結果、農業用水を除いて、都市用水(生活用水+工業用水)の1都5県の水需要を充たすための2000年の取水量は、2,340万? /日と設定された。〔注2〕

[注1] 第 次フルプランの対象地域は、1都5県全域ではない。茨城県では県

北の30市町村が、栃木県では県東の14市町村が、千葉県では県南の14市町村が、東京都では奥多摩の2町村と島嶼部が除かれている。

〔注2〕工業用水の補給水量には工場の上水道使用量分も含まれており、その分を除く純計が2,340万? /日である。

2 第 次フルプランの過大性とその理由

(1) 実績の1.5倍増しの予測

しかし、2003年時点での都市用水の「年間最大使用量」は、予測水量2,340万? /日を787万? /日も下回る、1,553万? /日にとどまるものであった(フルプラン対象地域の合計)。この過大予想量は実績値の51%にもなっている(予測値から実績をみれば、実績値は66%にとどまったことになる)。これらの対比を簡易な表とグラフで示せば次のとおりである。ともかく、予測値は実績値と大きく乖離しており、予測の誤差ということで済まされる大きさではない。

表3-1 第 次フルプランの予測と実績 都市用水 (取水量ベース)

単位 万? /日

	2000年の予測	2003年実績	過大計画水量	÷
生活用水	1,717万?	1,237万?	480万?	1.39倍
工業用水	673万?	352万?	321万?	1.91倍
都市用水	2,340万?	1,553万?	787万?	1.51倍

〔注〕都市用水は工場の上水道使用分を除く純計の値を示す。

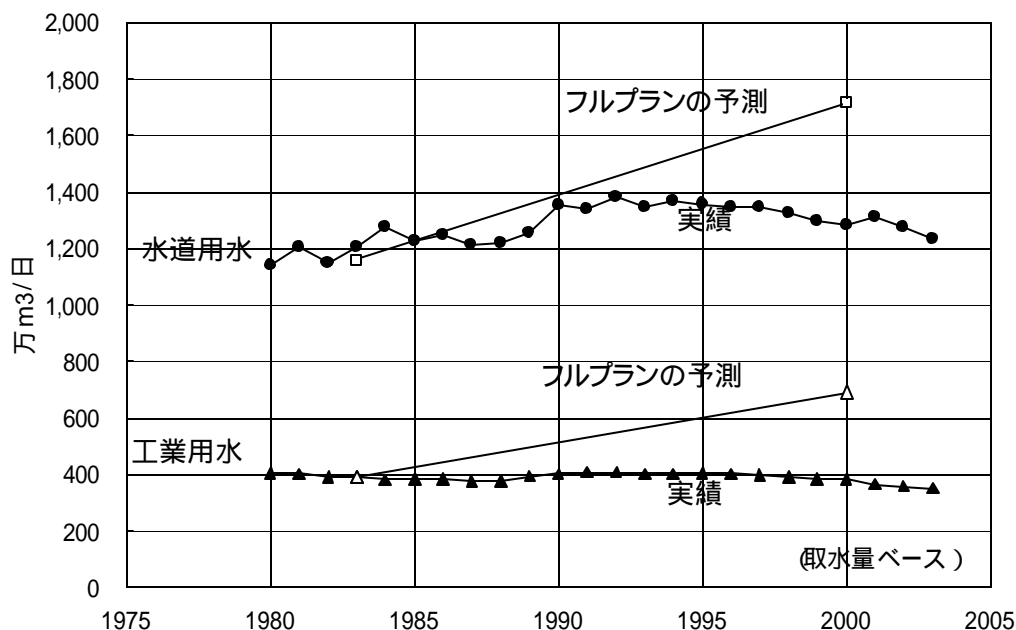


図 3 - 1 第 次フルプランの予測と実績（フルプラン対象地域全域）

(2) ロス率、安全率の異常なかさ上げ・水増し

水道用水の一日平均有収水量については、2000年予測値が1,085万? /日であるのに対し、2003年実績値は952万? /日であった。予測値は実績値の14%もオーバーしている。しかし、年間最大取水量についてみると、その差がもっと大きくなる。2000年予測値が1,717万? /日に対して、2003年実績値は1,237万? /日であり、前者は後者に対して39%もオーバーしている。この原因は、給水管の漏水や浄水場のロス、夏期の最大使用量に対する安全率を余りにも大きく見過ぎたことにある。予測と実績について年間最大取水量、1日平均有収水量を比較すると、前者が1.58倍、後者が1.30倍である。給水管の漏水に関する係数は有収率、浄水場のロスに関する係数は利用量率、夏期の最大使用量に対する安全率の係数は負荷率と表現

されている。下表に示すとおり、この三つの係数それぞれについて予測は実績を大きく下回る値を設定している。これらの係数を小さくすると、年間最大取水量は大きな値になって求められる。第 次フルプランはこの三つの係数を操作して年間最大取水量の予測値を大きくしており、意図的なかさ上げ、水増し工作の疑いがある。国民の目の届きにくい専門的、技術的分野で意図的な工作をしたのだとすれば許し難いことである。

表 3 - 2 有収率、利用量率、負荷率

	2000年の予測	2003年実績
有収率(有収水量 / 給水量)	8 5 %	9 1 %
利用量率(給水量 / 取水量)	9 5 %	9 7 %
負荷率(平均水量 / 最大水量)	7 8 %	8 7 %
× ×	6 3 %	7 7 %

八ツ場ダム計画は、こうした意図的とも思える水量のかさ上げや水増しに基づいて、その必要性が喧伝されてきたのである。この事実をもってしても、同ダム建設の正当性は喪失したというべきであろう。

3 破綻している水資源開発基本計画

(1) 第 次フルプランの目標年次は 2 0 0 0 年であるのに、5 年程も経過した現時点においても、第 次フルプランが策定されていないという極めて異常な状態が続いている。これは、第 次フルプランが著しく過大な水需要予測を行っており、水需要が減退している今日の状況とあまりに乖離が大きくなって、この延長線上には「第 次フルプラン」を

作成することができなくなっていることを示すものである。言い換えれば、第 次フルプランを作成することとなれば、上位計画であるウォータープラン 2 1 の範囲内で策定されることになると思われるが、そのウォータープラン 2 1 の計画目標自体が現実に合わないものとなっているのであることは前述の通りである。

(2) ウォータープラン 2 1 自体も、策定後も全国の水需要は一層伸びるとの前提に立っており、ダム等の増設が必要との立場に立っているが、今や、水需要は明確な下降線を示しているのであり、水需要の増加ははっきり否定される状況となっているのである。そして、実績に合わせて水需要予測を大幅に下方修正した場合には、従前の水資源開発計画を維持することが困難になってしまう。だからこそ、第 次フルプランの策定が難航しているのである。八ツ場ダムは第 次フルプランによって建設の正当性が与えられたのであるが、国土交通省は、今、長期計画においてはその建設の必要性を説明すらできない事態に陥っているのである。

(3) 「第 次フルプラン」の存否は、八ツ場ダム計画の消長にかかわるだけでなく、利根川流域という広大な地域における水需給計画にかかわる基本計画である。これが5年間も作成されていないということ自体、その作成の必要性を否定しているということである。八ツ場ダムだけでなく、利根川流域の水資源の新規開発の必要性自体を否定しているのである。新規のダム等の水資源施設を作ろうとする水資源計画は破綻しているのである。今日の事態は、これを雄弁に物語っている。

第4章 東京都の水事情

第1 被告の主張要旨とこれへの概括的な反論

1 被告主張の骨子

(1) 東京都の準備書面(3)における「水源確保の必要性」の主張では、次のように述べている。

「都水道局は、平成15年12月、近年の水の需要動向の変化を踏まえ、平成12年12月に策定された「東京構想2000」で示された将来の人口、経済成長等の基礎指標に基づき将来の水道需要量の見直しを行った。この予測では、平成25年度における一日最大配水量は600万立方メートル程度になるものと見込んでいる(乙第84号証3頁)。(21頁)

「現在、都が保有する水源量は日量約623万立方メートルであるが、水源施設が成立しているなど、取水の安定性が高い水源(以下「安定水源」という)から得られる水量は日量529万立方メートルに過ぎず、その余は、河床の低下などにより取水の安定性に問題がある課題を抱える水源(日量82万立方メートル)及び渇水時など、河川の流況が悪化した際には、他に先駆けて取水制限を受けることとなる不安定水源(日量12万立方メートル)である(乙第84号証3頁および4頁)。安定水源といえども渇水時には取水制限が行われることがあり、いかなる場合であっても完全に全水量の取水が保証されるというものではないことを鑑みると、水源量として十分とはいえない状況にある。」(22頁)

「平成17年3月に国土交通省が発表した資料によれば、利根川流域では昭和47年から平成16年までの33年間で13回の取水制限をしており、2,3年に1回の割合で渇水が頻発している(乙第85号証2丁)。」

「このことからすれば、都においては、水需要に対して必要な水量を安定的に確保することができる確実性は極めて低い現状にあるといわざるを得ない。」

「現在の都の保有水源は、課題を抱える水源及び不安定水源を算入したとしても、合計で日量 6 2 3 万立方メートルであり、これに本件ダムにより得られる見込みの水源量の日量 4 2 . 8 万立方メートル、建設中の他の水源施設により得られ見込みの水源量の日量 1 4 . 1 万立方メートルを単純に加えると、日量 6 8 0 万立方メートル(計画時点における供給可能量)となる(乙第 8 4 号証 4 頁及び 5 頁)。(2 3 頁)

「しかしながら、国土交通省の試算によると、利根川水系では、近年 2 0 年の降雨の状況では、ダムが安定的に供給できる水量が当初計画していた水量よりもおおよそ 2 割目減りしてきていると評価されている(乙第 8 6 号証 1 0 頁)。また、上記の水源量は、前述のとおり、いかなる場合であっても完全に全水量の取水が保証されるというものではない。」(2 3 ~ 2 4 頁)

「これらのことを総合的に判断すると、将来の水源量日量 6 8 0 万立方メートルは、将来の水道需要量に対して、渇水時を想定すると決して十分な水源量であるとはいえない厳しい状況である。したがって、本件ダムが完成しても、都は十分な水源を確保しているとはいえない状況にあり、都に水道水の安定的な供給を行うよう水源の確保を図る責務がある以上、本件ダムの建設等に対して本件各支出に係る事業を実施することが必要であることは明らかである。」(2 4 頁)

(2) 上記の被告東京都の主張を、より簡略に言えば、現在の都の保有水源日量は 6 2 3 万? であり、平成 2 5 年の水需要を日量 6 0 0 万? と予測

しているところ、ハツ場ダムとその他の水源の開発で都の保有水源量は680万? となるが、これまで2,3年に1回の割合で渇水が頻発しており、また、利根川水系では、近年20年の降雨状況においてダムが安定的に供給できる水量が当初計画していた水量よりもおよそ2割目減りしてきているという状況にあるので、保有水源が日量680万? となっても、将来の水道需要量に対して、渇水時を想定すると決して十分な水源量であるとはいえない厳しい状況である、というものであろう。

(3)平成25年時点での水需要を日量600万? と予測した根拠については、被告準備書面では触れていないが、乙第84号証「平成16年度 水道水源開発施設整備事業の評価」によれば、「人口の増加、平均世帯人員の減少等による1人あたり使用水量の増加、経済の緩やかな成長等から、長期的な見通しとしては緩やかな増加基調で推移し、平成25年度における一日最大配水量は600万? になるものと見込んでいる。」としている。

2 被告主張への概括的な反論

被告らは、「水源確保の必要性」の項で、新規水源開発の必要性を主張しているのであるが、現在の水需給関係については触れるところがない。現在、都は日量623万? の水源を保有しているとしているが、通常、都民の水需要がどれだけなのか、水需要の推移は上昇なのか下降なのかなどについては、まったく触れるところがない。本年2005年の1日最大給水量は508万? であった(後出 表4-1)。そして、近年は東京都の人口が増加しているにも拘らず、都内の水使用量は着実に減少しているのである。東京都の主張は、こうした将来の水需要予測の検討に不可欠な事情やデータにまったく目をつむったものなのである。また、東京都の保有水源量を日量623万? としているのも、現に使用している地下水をカウントしない不実の主張である。

結局、東京都が強調するのは、現在の水需給の逼迫ではなく、取水制限などの措置を頻繁に取っていることを理由とした利水安全度の向上であるように思われる。

原告らは、これへの反論として、まず、東京都の過去現在の水需要の推移、東京都の保有水源ないし水利権の実情、将来の水需要予測と湯水の実態等について述べ、東京都は水余りの状況にあること、それゆえ水源の新規開発の必要性がないことを論証することとする。

したがって、ハツ場ダム建設のための利水負担金の支払は明らかにムダな支出であり、違法な支出なのである。以下に詳論する。

第2 東京都の水需要の現状

1 概況

(1) 東京都の平成17年(2005年)の1日最大給水量は、508万?であった。表4-1は、23区および28市町の1日最大給水量と給水人口及び1人あたり1日最大給水量の推移を表したものである。1日最大給水量とは、1日あたりの給水量の年間における最大値をいうものである。これを見るとわかるとおり、東京都の従前の給水実績は、1990年代に入って以降は、確実に漸減傾向となった。1日最大給水量は、1990年度で613万?、92年度は617万?であったが、95年度は576万?、98年度550万?、2001年度539万?、04年度522万?で、05年度では508万?と、着実に漸減を示している。

(2) 一方、給水人口は、90年代前半にはわずかに減少していたが、97年以降増加している。にもかかわらず、給水量が減少になったのは、1人あたり給水量が漸減してきたからである。1人あたり1日最大給水量は、90年度519?、92年度は522?だったが、95年度に500?を割

り込み491?、98年度464?、2001年度444?、04年度420?、
 そして、05年度は406?にまで減っている。この1人あたりの給水量
 の漸減は、主に節水型機器の普及と水道の漏水防止対策の向上によるもの
 である。

表4-1 東京都の1日最大給水量、給水人口、1人あたり1日最大給水量

年度	1日最大給水量 (千?)	給水人口 (万人)	1人1日最大給水量 (リットル)	年度	1日最大給水量 (千?)	給水人口 (万人)	1人1日最大給水量 (リットル)
1986	6,011	1,182	508	1996	5,767	1,174	491
1987	5,657	1,184	478	1997	5,595	1,179	474
1988	5,581	1,184	471	1998	5,497	1,186	464
1989	5,668	1,182	479	1999	5,346	1,193	448
1990	6,133	1,181	519	2000	5,198	1,203	432
1991	5,960	1,183	504	2001	5,386	1,213	444
1992	6,170	1,183	522	2002	5,190	1,225	424
1993	5,913	1,180	501	2003	5,059	1,235	410
1994	5,896	1,175	502	2004	5,219	1,244	420
1995	5,761	1,173	491	2005	5,084	1,253	406

1日最大給水量：事業概要平成17年版〔東京都水道局〕(甲C第6号証)

給水人口：23区28市町の人口

1人1日最大給水量 = 1日最大給水量 ÷ 給水人口

2005年の1日最大給水量は水道局聞き取り

2 人口増加を上回る一人当たり給水量の低下

(1) 以上に概観したように、給水人口はこの10年間(96~05年)で77万人増加している。この間の単純増加率は、約7%である。そうであるのに、1日最大給水量は68万?減少している。これは96年度を基準にして約12%の減少である。こうして、人口増の速度を上回って一人当たりの給水量が着実に低下しているのである。

(2) 今日の東京都の人口増加は、首都圏への回帰現象と見られており、全国での人口減少が始まってもしばらくは増加が止まらないことが考えられる。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、東京都の人口は、今後2015年まで漸増してピークに達するとしている。東京都の予測では、都の人口のピーク時は2010年であるとしている。このようにピーク時の到来には若干のぶれが生ずるとしても、全国の人口減少が既に起こっているのであるから、遠からず東京都の人口増加は止まる。そして、現在の1日一人当たり最大給水量(406?)がこのまま維持され、給水人口が1300万人まで増加したとしても、日量528万?となる。これが近10年後の妥当な予測値である。

そうであれば、これに対する東京都の保有水源は十分である。以下、これを点検する。

第3 東京都の十分な保有水源

1 東京都の保有水源

東京都は、給水量ベースで、すでに合計701万? /日の水利権を保有している。東京都は、保有する水源量は日量623万?(未完成のため暫定水利権である霞ヶ浦導水も含めて)であり、うち取水の安定性に問題がある「課題を抱える水源」が日量82万?含まれると言っているが、これは明らかに事実を歪曲している。

東京都が保有している701万? /日の水利権の内訳を示せば、次の表4-2の通りである。

表4-2 東京水道の保有水源(今後の水源開発を前提とした暫定水利権を除く)

		取水量ベース m ³ /秒	給水量ベース万 m ³ /日
		水利権	水利権
利根川	江戸川水利統制	5.9052	50.0
	中川・江戸川緊急導水	5.33	45.1
	矢木沢ダム	4	33.9
	下久保ダム	12.6	106.7
	利根川河口堰	14.01	118.6
	草木ダム	5.68	48.1
	渡良瀬遊水地	0.505	4.3
	奈良俣タム	2.07	17.5
	埼玉合口二期	0.559	4.7
	霞ヶ浦開発	1.5	12.7
	北千葉導水路	2.79	23.6
	利根中央事業	0.849	7.2
荒川	荒川調節池	1.4	11.9
	浦山ダム	1.17	9.9
多摩川	羽村・小作(小河内ダム等)	13.2	111.8
	砧上・砧下伏流水	2.36	20.0
	八王子市内(高月)	0.398	3.4
	青梅市・あきる野市内	0.198	1.7

相模川	相模ダム	2.662	22.5
地下水	杉並地下水	0.174	1.5
	多摩統合市町の地下水	4.051	35.0
	多摩未統合市の地下水	1.258	10.87
合計		82.669	701

〔注1〕 給水量ベースは利用率(給水量/取水量)を98%として求めた。(地下水は利用率を100%とする。)

〔注2〕 利根川・荒川・多摩川の保有水源は東京都水道局の2005年5月開示資料「東京都の保有する水利権」(甲C第7号証)および東京都水道局の「水道台帳」(甲C第8号証)による。ただし、完成済みであるにもかかわらず、水利権の配分を受けていない利根中央事業は水資源機構の「2005事業のあらまし」(甲C第9号証)による。

〔注3〕 統合市町の地下水 4.051m³/秒は東京都水道局の水道台帳(甲C第8号証)、未統合市(武蔵野・昭島・羽村市)の地下水 1.258m³/秒は東京都福祉保険局「東京都の水道 平成16年版」(甲C第10号証)による。

2 東京都と原告側で保有水源の算定が異なる理由 地下水不算入、ロス率の過大見積もり

(1) 東京都の保有水源について、被告側が日量623万?と主張し、原告側で同701万?と主張しているところであるが、その食い違いは、東京都が、利根中央事業、八王子・高月、青梅・あきる野の水源(合計毎秒1.445?)、そして地下水を加算していないこと、一方、原告側では霞ヶ浦導水(毎秒1.4?)を加算していないこと、そして、それに加えて、その余の保有水源については、東京都が、浄水場でのロスを過大に見積もり平均「6~7%」の消失があるとするところから生じているのである。原告側で「霞ヶ浦導水」をカウントすると、双方の差は日量90万?となる。

(2)ところで、浄水場でのロス、東京都がみているように大きくはならない。取水から配水までの行程で、「6～7%」もの大きなロスが生ずるはずはない。このロス率は、過去の実績に基づけば1%程度であり、安全側に厳しく見ても2%であるから、ロスを想定した修正率は98%となる。取水量に0.98を乗じたものが給水量として算出されるべきものである。地下水を除いて、原告主張のロス率を用いれば、水源量はそれだけで日量31万?も増えることになる。

(3)水利権と取水量についての認識に食い違いがなくとも、給水量ベースの算出の段階では、ロス率の設定如何で、このように大きな食い違いが生ずるのである。ともかく、都水道局のやり方は事実を反し、不誠実と言わざるを得ない。

3 「課題を抱える水源」とは

(1)先に述べたとおり、東京都は、保有する水源量を日量623万?としているが、それさえも、すべて安定した水源であるとは認めていない。「課題を抱える水源」として82万?を除いて対策を取る必要があるとしているのである。東京都が「課題を抱える水源」として挙げているのは、乙第84号証によれば、「中川・江戸川緊急導水」、「砧上・砧下伏流水」、そして、川崎市から代価を払って供給を受けている「相模川」分の用水である(同4頁)。しかし、これらの用水の利用には何らの問題もないのである。東京都として安定的な利用権がないかのような説明は都民を欺くものと言わざるを得ない。以下に、その説明の不当性を指摘する。

(2)中川・江戸川緊急導水(45万?/日)については、緊急暫定水利であり、正規の水利権ではないかのような口ぶりである(乙第84号証4頁)。中川の農業用水の豊富な戻り水を江戸川へ引く工事は、1950年代から始められていたが、東京オリンピック(1964年)の開催に間に

合わせるべく緊急工事が行われ、1962年、建設省を立会人として東京都、埼玉県、千葉県の三者により「中川・江戸川における緊急水利に関する覚書」を取り交わして協定が成立した。『東京都水道江戸川系拡張事業誌』（甲C第11号証）には、「非かんがい期(10月～4月)には相当余裕を持っている江戸川と、かんがい期に農業用水に利用された水が多量に流れ、余剰水が生じる中川を有効に組み合わせること、すなわち、この両河川において時期を異にして生じる余剰水を緊急の水利措置として、年間を通じて利用することが可能となったのである。」と記されている。「他の事業の実施に伴い変更する必要が出ずるまでの緊急措置とする」(覚書)となっているため、都は課題であるとしているが、中川の農業用水の戻り水と非かんがい期の江戸川の河川水は他に特別の用途があるわけではなく、「他の事業の実施に伴い変更する必要」が生じないまま、40年が経過したのである。東京都と千葉県の水道水となって、はじめて有効利用されることになるのである。この現状になんの支障も生じていない。この導水に基づく利用を正常な水利権として国に認めさせることこそが都に課せられた「課題」なのである。

(3) 砧上・砧下伏流水(20万? /日)について、都は河床の低下等による取水不良と述べている。具体的には、伏流水を取水する集水埋渠の一部が河床から露出していることにあるが、それはこの集水埋渠を改修すれば済む話である。なお、現在は、別の取水施設(立型集水井)により、日量最大8万?の取水を行っていて、さらに、2つの当該浄水場に各々処理能力日量4万?の膜ろ過方式の導入が明らかにされており、東京都もこの水源の利用継続を考えている。

(4) さらに、相模川については、川崎市から分水を受けているもので、都は、川崎市等との分水協定を毎年更新することが課題であるとしているが、川崎市でも水は余っているので、更新に障害はない。

(5) このようにそれぞれを見ていくと、都がいう課題というものは、水資源の枯渇とか、取水を困難にする客観的な事情が存在するというものではなく、手続の問題であったり、単なる行政手続き上の障害であり、事実としては、安定的に使える水源なのである。

このような単なる行政内部の障害を理由にして、ダム等の新規貯水施設の増設の根拠として巨額の行政投資を正当化しようとするのであれば、それは行政の怠慢に止まらず、犯罪的な行為というべきものである。

(6) 以上のところから、東京都の長期水需給は安定的に推移することが確実であり、正常な条件の下で予測をするとすれば、水不足は起こらないと結論することができる。

4 カウントされていない多摩地域の地下水

(1) 問題はこれだけではない。大切な水源である多摩地域の地下水が保有水源に含まれていないことである。多摩地域では、かつて各市が行ってきた水道事業を 1973 年から 9 次に渡って東京都水道への一元化が図られてきた。現在では、23 市 2 町が統合されている。その中で、市によっては水道水の 7 割が地下水に依拠している。未統合市も含めると、揚水量は 1 日平均約 37 万^トで、多摩地域全体で水道水源の約 3 割を地下水が占めている。ところが、東京都は、水源である地下水を認可水源でなく予備水源として扱い、国の指導によって認可水源となった 2004 年 3 月以降も、依然として保有水源量に入れていない。地盤沈下や汚染問題を理由に、地下水は安定的な水源とは認められないというのが東京都の立場である。

(2) 戦後の高度経済成長期に工業用水を中心として地下水の揚水が急増したことに伴い、地盤沈下が引き起こされた。しかし、地下水揚水の規制などによって、現在、地盤沈下は沈静化している。1980 年代以降、地盤沈下はほとんど起こっていない(乙第 84 号証でも、「多摩地区につい

ては、地下水位が回復傾向で推移するとともに地盤沈下も沈静化してきている」と認めている。同12頁)。現在汲み上げている量は安定的に使用できるのである。それにもかかわらず、東京都は保有水源と見ていないのである。

(3) また、水質面でも、汚染された井戸はごく少数である。飲み水として優れた地下水は、浄水場の設備も簡易ですむため、積極的な活用を図るべきである。地下水を保有水源としてその量をカウントし、涵養しながら使っていくことが必要である。

第4 東京都の水需要予測の過大性

1 東京都の水需要予測の概要

東京都は、2003年12月に、それまでの過大な需要予測を下方修正し、2013年度の1日最大給水量を600万^トとした(被告準備書面21頁)。それ以前、平成10年1月策定の東京都水道局「水道需給計画」によれば、1日最大給水量は、平成17年度で630万^ト、さらに四半世紀の間におおむね650万^トにまで需要が伸びるとしていたのである。それをこのように下方修正をしたのであるが、しかし、これまでの実績から考えて、日量600万^トはなお過大である。

次のグラフ「東京都水道の1日最大給水量」(図4-1)は、1日最大給水量についての過去20年間の推移と東京都の将来予測を示したものである。都民一人当たりの1日最大給水量が着実に低下してきていることは前出の表4-1で明らかであるが、東京都全域の1日最大給水量も確実に低下してきているのである。その上に長期的には人口の減少が確実に見込まれている。そうした中で、この推移を反転させ、需要は上昇するとし

てこのように高い推計値を算出する主張にはいかがわしさを拭うことはできない。これを点検する。

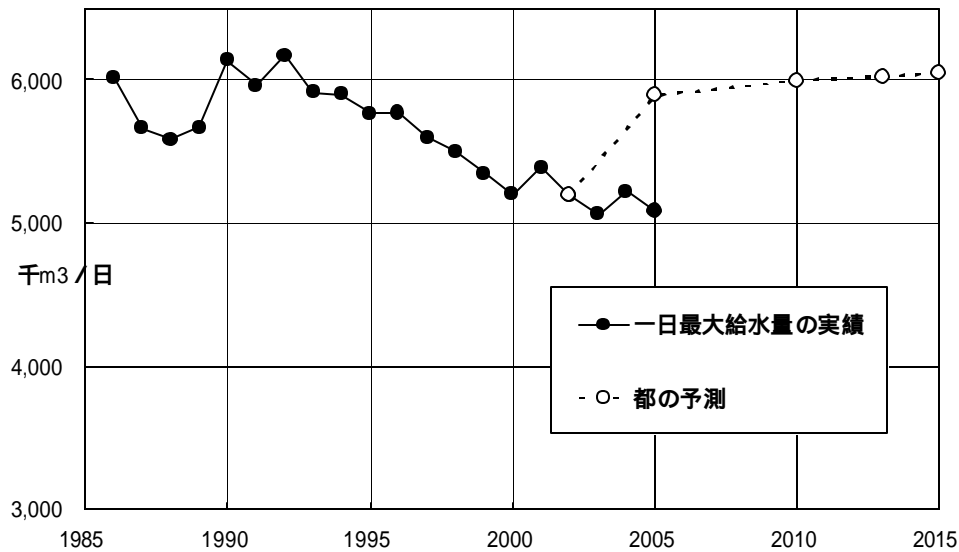


図4-1 東京都水道の一日最大給水量

実績：事業概要平成 17 年版〔東京都水道局〕

予測：「将来の水道需要の見直しについて」〔2003 年 12 月東京都水道局〕(甲 C 第 12 号証)

2 人口予測と1日最大給水量

(1) 国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、東京都の人口は、今後 2015 年まで漸増し、ピーク時の同年には 1247 万人に達し、その後は減少していくとされている。2000 年策定の「東京構想 2000」で東京都が予測したところでは、2010 年頃 1226 万人程度でピークに達し、以後減少に転じるとしていた。しかし、その後人口が予測以上に増えたため、都はその伸び率を考慮して人口予測を補正し、2013 年度の計画給水人口を 1239 万人と見込んでいる。今年(2005 年)

は2015年の人口予測以上の1251万人(10月現在)に達した。しかし、前述の通り、1日最大給水量は508万?に止まっているのである。いずれにしても、今後10年の間に人口はピークを迎え、その後減少していくことが確実である。

(2)既に述べたように、1人あたり1日最大給水量は漸減傾向にある。しかし、人口がすでに予測を超えているところから、仮に給水人口が1300万人になったとしても、05年の1人あたり1日最大給水量(406?)を前提にすれば、1日最大給水量は、「406?×1300万人」であるから、528万?となる。猛暑であった04年度の1人1日最大給水量420?を使ったとしても、420?×1300万人で546万?である。これを需要の上限と考えることが相当である。

(3)このように、1日最大給水量は従前から着実に減少しており、1人あたりの給水量の漸減傾向も考慮すると、今後、従前どおりの漸減もしくは横ばいの傾向が続くことが見込まれ、仮に、人口増により増加するとしても546万? /日程度が上限であり、2016年以降は人口減少とともに確実に減少していくことになると見込まれるところである。

3 生活用水予測の過大性

(1) ついで、東京都の水需要予測の問題点を、もう少し細部にわたって点検することとする。

乙第84号証「水道水源開発施設整備事業の評価」によると、「人口の増加、平均世帯人員の減少等による1人あたり使用水量の増加、経済の緩やかな成長等」(3頁)を挙げて、長期的な見通しとして緩やかな増加基調を描くとし、02年度までの実績をもとにして、計画目標時には、1日最大給水量は600万?になるとしていること、前に見たとおりである。東京都の資料では、計画目標時の1人あたり1日最大給水量を4

84?としている資料は見かけないが、日量600万?を計画目標時の人口(1239万人)で除すれば、1人当たり1日最大給水量は484?となる。

しかし、2013年までに、1人1日最大給水量が02年の実績(424?)から484?へと、60?(14%増)も増える根拠が、平均世帯人員の減少と経済のゆるやかな成長等で説明できるのであろうか。(2)東京都は、水需要予測見直しの際、使用水量を生活用水、都市活動用水、工場用水の3つの用途に分けて、使用量の推移を示している。それによると、生活用水は増加し、他の2用途は横ばいないし減少傾向を示すとされている。増加するのは「生活用水」だけなのである。

(3) **グラフ「東京都水道の一人あたり生活用水」**(図4-2)は、都が出している生活用水量を給水人口で割ったものである。これを見ると、実績では92年頃から250?を超えて横ばいだったが、近年では微減の傾向を見せ、250?を下回っている。そうであるのに、都の予測では、これを反転、上昇するとしている。すなわち、5人世帯では209?、1人世帯では274?になるとして、世帯人員が減少したときの1人1日あたりの使用水量の増加を理由に、生活用水が2013年には268?、15年には271?になるとしているのである(2003年12月「将来の水道需要の見直しについて」)。しかし、この推計手法と予測は明らかにおかしい。過去にも世帯人員の減少は起こっているのであるが、それ故に一人当たり使用量が増加して総体を押し上げた事実はないのである。すでに90年代には単身世帯、2人世帯が増えており、東京都の人口統計によると、平均世帯人員は1990年から2000年までの10年間で2.47人から2.21人に減っている(東京都統計年鑑)。そうでありながら、使用水量は東京都が示した数字でも横ばいから微減の傾向になっているのである。そこから考えても、このように大きく増える

ことはありえない。これも東京都が演出するカラクリの一つである。

これを裏書きするように、近年、節水型家電の普及等により大都市圏では水道使用量が減り、神奈川県などでは宮ヶ瀬ダムの建設費負担が重くのしかかって水道料金の値上げに踏み切らざるを得ないことが新聞報道された。〔朝日新聞夕刊 2006 年 3 月 16 日の記事（甲 C 第 13 号証）〕

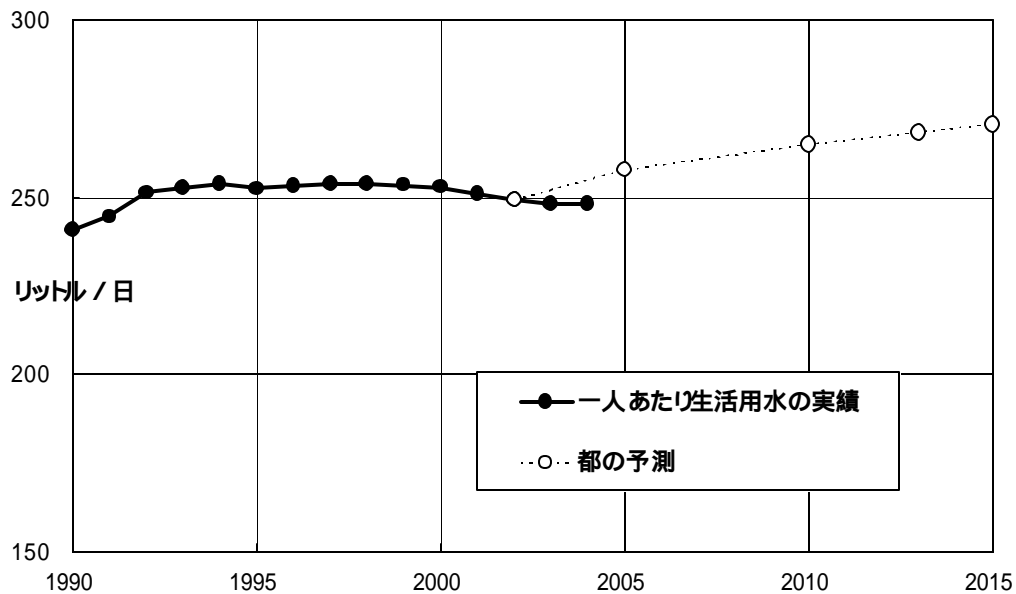


図 4- 2 東京都水道の一人あたり生活用水

実績：〔家庭用水の一日平均使用水量〕÷給水人口

家庭用水の一日平均使用量は東京都水道局の 2005 年 10 月開示資料「用途別集計表」(甲 C 第 14 号証)による。ただし、多摩地区の未統合市は用途別の比率が統合市町と同じとして家庭用水の水量を推定した。

予測：「将来の水道需要の見直しについて」〔2003 年 12 月東京都水道局〕

4 東京都の需要予測のカラクリ

(1) これまで、実績値としての 1 日最大給水量および 1 人あたりの給水量から東京都の予測値が過大であることを見てきたが、以下には、東京都が予測値を算出するに際して用いている計算手法について検証する。

(2) 東京都が、平成 25 年度の 1 日最大給水量を 600 万? と予測し

ていることは冒頭に見たところである。そして、3つの用途のうち、都市活動用水と工場用水については横ばいないし減少傾向としていることも、今見たとおりである。

(3)ところで、日量600万?という水量は、「1日最大給水量」である。水需給の予測を行う場合には、この「1日最大給水量」を算出するについては、「1日平均使用水量」を基礎にして、一定率の水量の上乗せをして修正して算出することになっている。上乗せの事由は、市内配水でのロス(配水管からの漏水など)や、夏の晴天に突出することのある使用量などが主たるものである。この前者の修正の係数を「有収率」と呼び、後者を「負荷率」と呼んでいる。通常、最大給水量を算出するには、住民や需要家に届いた平均給水量(平均使用量)を「有収率」と「負荷率」(いずれも、小数の数字)で除して、その解を「最大給水量」とするのである。したがって、有収率と負荷率の設定に恣意が入ると、「最大給水量」は過大になったり、過小になったりして、信用できないものとなることは言うまでもない。

(4)次の**グラフ「東京都水道の一日平均給水量」**(図4-3)は、東京都の平均給水量の推移を表しており、当然のことながら、この実績も漸減傾向にあることがわかる。1992年度の508万?をピークに95年度は489万?、98年度476万?、01年度466万?、04年度455万?となっている。そうであるのに、平均世帯人員の減少、経済のゆるやかな成長等によって生活用水が増えると予測し、工場用水の減少、都市活動用水の横バイとあわせて、緩やかな増加カーブを描くと予測していること、この増加傾向がありえないことはこれまでに述べてきたとおりである。しかし、ここでは、東京都が求めた1日最大給水量の算定の恣意性を指摘することとする。

実績：事業概要平成 17 年版〔東京都水道局〕

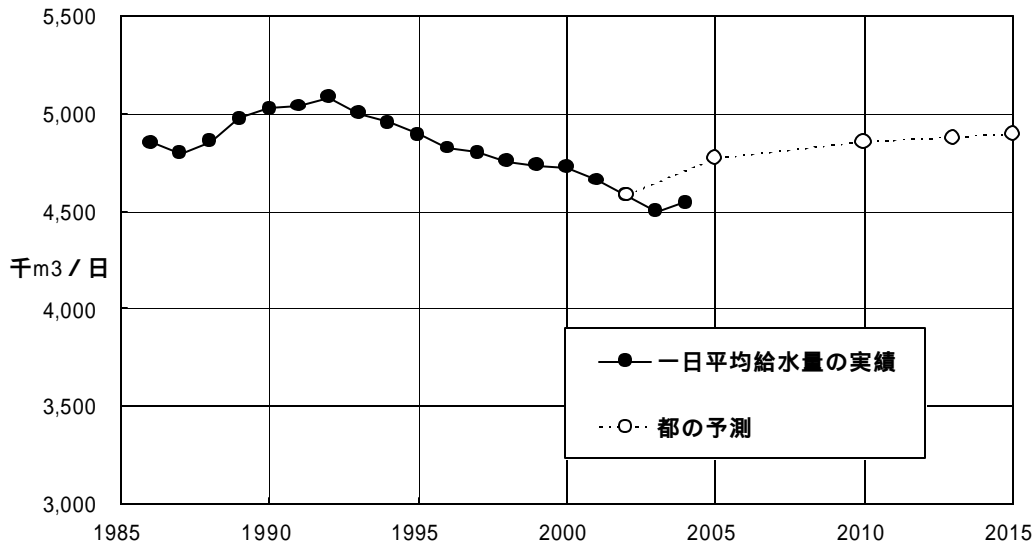


図 4 - 3 東京都水道の一日平均給水量

予測：「将来の水道需要の見直しについて」〔2003 年 12 月東京都水道局〕

(5) 東京都の予測によれば、2013 年(平成 25 年)度の 1 日平均使用水量は 459 万? であるとしている(03 年 12 月「将来の水道需要の見直しについて」)。そして、これを有収率 94% (0.94) で除して 1 日平均給水量 488 万?、さらに負荷率 81% (0.81) で除して 1 日最大給水量 600 万? を導き出している。前述したが、有収率は水道事業者が送り出す水道水量から市中での漏水などのロスを差し引いて実際に利用者に届く水の割合のことである。また、負荷率は 1 日平均給水量を 1 日最大給水量で割った値である。

(6) それでは、実際の有収率、負荷率はどうなっているのでしょうか。グラフ「東京都水道の有収率と負荷率」(図 4 - 4)を見るとわかるように、有収率は年々高くなっている。これは配水管の補修などが進み、市中のロスが少なくなっているということである。また、負荷率は、上下を繰り返しながらも上昇傾向にある。これは冷房設備の完備などによっ

て、夏の暑さがそのまま水の消費量に直結しなくなったということである。

実績：有収率は東京都水道局の事業概要平成17年版（甲C第6号証）と

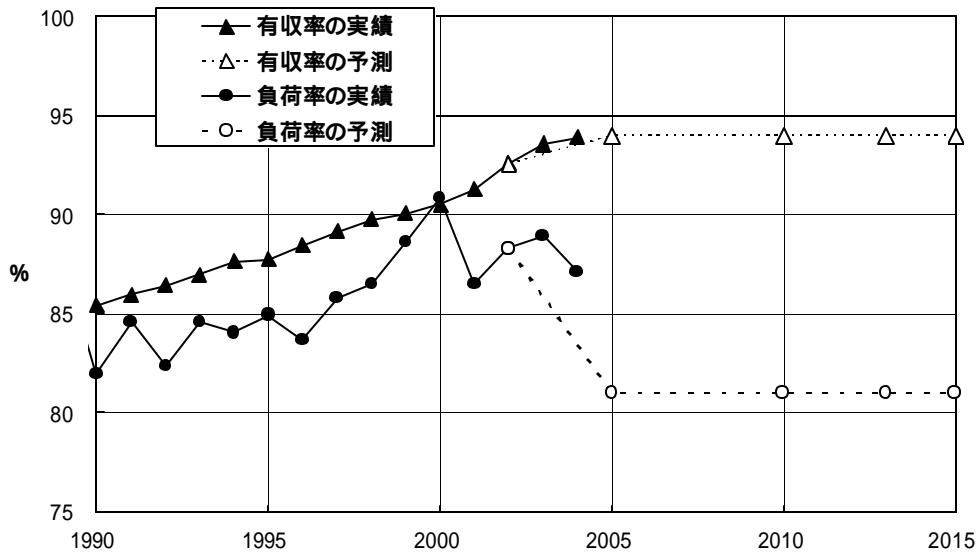


図4-4 東京都水道の有収率と負荷率

開示資料（甲C第14号証）負荷率は事業概要平成17年版のデータから計算による。

予測：将来の水道需要の見直しについて〔2003年12月東京都水道局〕

(7) この実績から、東京都は有収率を94%と設定している。現在、全国で最も高い有収率を示しているのは福岡市で96%である。これから見ると、まだ努力の余地はあるものの、この設定はそれほど問題はないと言えるだろう。

(8) しかし、負荷率を81%と設定するのは最近の実績と比較してあまりに低いと言わざるを得ない。最近5年間の負荷率の実績平均は88%であり、近年は均してみれば上昇傾向にあるから、この値を採用するのが妥当であろう。負荷率として88%を採用すれば、東京都の2013

年の1日平均給水量予測値に対応する1日最大給水量は555万?となる。より妥当性のある負荷率を用いることで、1日最大給水量の予測値は45万?も下がる。このように、需要予測600万?は、1日平均給水量を高く見積もった上で、さらに負荷率を低く見積もることで導き出した予測値なのである。一日最大給水量600万?は、いくつものカラクリで作り出した数値なのである。

第5 湯水の誇大宣伝と被害の歪曲

被告らは、これまで湯水による取水制限が頻発しており、利根川への依存度が高い東京都の水道は安全率が低いとし、その対策としてダム建設が必要であるとしている。しかし、湯水時の取水制限・給水制限の生活等への一般的な影響、東京都内の湯水時の状況は次のとおりであり、水余りの状況を反映して、湯水による生活・産業への影響はほとんど出ていないのが実際である。

1 取水制限、給水制限とその影響

(1) 取水制限とは、少雨等により河川流況が悪化した場合やダム等の貯水量が減少した場合に、河川から取水している水道事業者の取水量が制限されることをいい、取水制限の実施にあたっては、河川管理者及び河川から取水している者の中で協議が行われ、具体的な取水制限の時期や取水制限量が決定される。取水制限は河川からの取水量の制限であるから、取水制限が実施されても、直ちに家庭や事業所への給水量が制限されるわけではない。

(2) これに対し、給水制限は、取水制限が行なわれた場合に、浄水場等から各家庭や事業所へ給水するための水圧を下げたり、水道管のバルブ調整を行うことにより、平常時よりも各家庭や事業所へ給水する水量を減ら

すことをいう。

給水制限には、給水するための圧力を下げる減圧給水と、給水する時間を制限する時間給水がある。減圧給水の場合、水道からの水の出は多少悪くなるが、生活への影響はほとんどなく、高台で一時的に水が出なくなることはあっても、それは給水バルブの調整をこまめに行うことによってすみやかに解消されており、また、ビルや工場の場合には、大きな受水槽をもっていることから、必要な水量を夜間に確保することができるので、減圧給水の生活・産業への影響はほとんどない。

2 東京都の渇水時の状況

(1) 表4 - 3は、東京都内の渇水時の状況をまとめたものである。

オリンピック渇水と言われる1964年には、断水し給水車が出動するなどの事態となった。しかし、その後東京都では次々と水源を確保し、余裕を持って対応できるようになってきた。このため、何年かに一度の少雨でも、40年前とは状況が違っている。同じ少雨でも渇水騒ぎは起こらないようになっている。

(2) オリンピック後に完成したダム等の貯水施設で主なものを挙げると、例えば、1967年には矢木沢ダム、68年下久保ダム、71年利根川河口堰、76年には草木ダムと続いていく。保有水源が増え、給水量が減っていることから、1990年代においては1日最大給水量を保有水源量が上回り、今では1日最大給水量508万?(2005年)に対して水源量701万?と、1.4倍もの水源がある。このため、渇水時も含めて、もう何十年も断水には至っていない。

(3) 最近では1994年、96年、97年、2001年に取水制限・給水制限が実施されている。このとき、一部で減圧給水が実施されているが、近年最も渇水が厳しかったとされる1994年の渇水時も含め、生活への実際の影

響はほとんど出ていない。プールの使用が中止されたところはあるが、プールの使用水量は小さいので、中止の必要は実際にはなく、湯水になっている状況を住民に知らせるために実施されたものにすぎない。

(4)そして、乙第84号証によれば、「東京都において実施した平成6年の給水制限は、近年10年間(平成6年から平成15年)で最も厳しいものである」(13頁)とされているが、同年(1994年)の「一日最大給水量」を点検(前出「表4-1」)すると、それは590万?となっており、取水制限のために給水量に目立った減量があったとのデータは認められない。「湯水」という事態のあることを無視するものではないが、東京都や水道当局者の説明は、水源の新規開発を正当化する誇大宣伝であると指摘して誤りではあるまい。

(5)東京都は、10年に1回規模の湯水時に対応できるようにしたいが、現況は2年~3年に1回程度にしか対応できないとしている。しかし、この表を見るとわかるとおり、ここ20年以上問題なく推移しており、しかも、この期間に1900年以来100年間の少雨の年ワースト10のうち3回(1984年、1987年、1996年)が含まれている。すなわち、これはどう少なく見積もっても、10年に1回、20年に1回程度の湯水に対応することが十分可能であることを示しているのである。

表4-3 東京都の湯水状況

年度	利根川水系の取水制限	取水制限の期間	給水制限	給水制限の期間	給水制限日数	影響
1963 ~ 1964		63.11.5 ~ 65.3.31	15~50%	63.11.5 ~ 65.3.31	513	最長で15時間断水(大田、品川、世田谷では19時間断水)
1972		6.24~	10~15%	6.24~	22	一部出水不良。一部で

		7.15		7.15		一時断水が生じるが、 水圧調整により解消
1973	10～20%	8.16～ 9.6	10%	8.22～ 9.6	16	影響範囲でも影響は 比較的少なかった。 管末や高台で出水不 良
1978	10～20%	8.10～ 10.6	7～10%	8.11～ 10.6	57	
1979	10%	7.9～ 8.18	10%	7.9～ 8.18	41	影響不明
1980	10%	7.1～ 8.13	自主節水 5%	7.1～ 8.13	44	自主節水
1982	10～30%	7.20～ 8.10	自主節水 5%	7.20～ 8.5	17	自主節水
1987	10～30%	6.16～ 8.25	10～15%	6.22～ 8.25	65	一部で減・濁水
1990	10～20%	7.23～ 9.5	10%	8.3～ 8.14	12	減・濁水の苦情なし
1994	10～30%	7.22～ 9.19	10～15%	7.29～ 9.19	53	減・濁水の苦情なし
1996	10%	1.12～ 3.27	自主節水 5%	2.21～ 3.27	36	自主節水
1996	10～30%	8.16～ 9.25	10～15%	8.21～ 9.25	36	減・濁水の苦情なし
1997	10%	2.1～ 3.25	節水よびか け	2.1～ 3.25	53	自主節水
2001	10%	8.10～ 8.27	自主節水 5%	8.10～ 8.27	18	自主節水

[注] 調査資料 58〔東京都水道局〕(甲C第15号証)による。1987年、1990年、1994年、1996年夏期の給水制限期間は自主節水(5%)の期間を除く。

(6) このように、保有水源に余裕が出てきたことを反映して、濁水による生活・産業への影響は実際にはほとんどなくなっているものであり、被告らは濁水の被害を誇張し歪曲しているというべきであって、東京都の言う「頻発する濁水の被害」への対応策として、ハツ場ダムを建設すべき必要性はまったく存在しない。

(7) なお、被告ら行政の主張に呼応するように、マスコミ報道が濁水の

危機的状況を強調し、05年の夏も四国の早明浦ダムが水位が低下しているというニュースが全国に報道され、ひび割れた湖底壁面を露出しているダムの様子が画面にしばしば映し出された。

このような報道に接すると、人々は危機意識をあおられ、水が、全国的規模で、慢性的に不足し、渇水により実際に深刻な被害が発生しているという錯覚に陥りがちである。

(8)しかし、当然のことながら、降水量、保有水源の状況は地域ごとに異なるのであるから、四国の早明浦ダムの貯水量の低下は、局所的、地域的な事情が全国報道されたものにすぎず、首都圏の水事情や渇水被害とはまったく無関係であるし、また、一時期の出来事であって1年を通して慢性的な水不足にあるということでもない。

(9)首都圏でも、数年おきに「ダムの貯水量があと何日分」という調子で同様の報道が繰り返されてきているが、実際には、首都圏の水需要を充足するだけの水源はすでに確保されており、渇水による生活や産業の被害はほとんど発生していないのである。

さらに、同05年、早明浦ダムの水がなくなってしまった際に、発電用のダム貯水量を水道用に融通するという報道がされた。このように、渇水でほんとうに困ったときには、発電用の水源や農業用水などを一時的に使うことは可能であり、ハツ場ダムを造るよりずっと効率的である。

第6 東京都の保有水源と1日最大給水量との比較 - 水余り

1 まとめ

(1)以上のとおり、東京都の保有水源は、すでに701万[?]/日確保されている。

これに対し、1日最大給水量は、現状で508万[?]であり、仮に将来の

人口増に伴う増加を見込んだとしても546万? /日程度を超えることはないのであるから、現在の保有水源でも155万? /日以上余裕がある状態となり、2016年以降は、人口の減少に伴い水需要も減少し、水源余裕量はさらに増加していくこととなる。

(2)この現状では、取水がある程度制限されても、市中への給水には大きな支障は生じないはずである。155万? /日の余裕ということは、水源保有高701万? /日の2割以上に相当する。2割減の取水、給水状態に陥るとするのは、「第1章の第1」で触れた「戦後最大級渇水の年」に起こるとされる水不足の状況をいうのである。それからすれば、東京都では、国土交通省のいう「戦後最大級渇水の年」の備えができていているということになる。

したがって、この上さらにハツ場ダムの建設により新たな水源を手当てしなければならない必要性はまったく存在しない。

(3)さらに、ハツ場ダムの完成時期は、計画では2010年とされているものの、工事の進捗状況及び予算の問題から完成の大幅な遅れは必至であり、今後順調に工事が進行するとしても2015年以降まで完成には至らない。そうすると、ハツ場ダムが実際に稼働するころには、すでに「水余り」が拡大しつつあり、新たな水源開発の必要性がますます希薄になっている時期であるといえ、被告の主張の不合理性は一層明らかである。

2 被告東京都知事らの主張の骨子に対する反論

本準備書面の第4章の冒頭で、原告らが理解した被告東京都知事らの主張の骨子を挙げたが、以上のまとめで述べた事実を基礎として、これに個別に反論すれば次のとおりである。

近年1日1人当たり給水量も、1日最大給水量も着実に低下しているのに、平成25年に1日最大給水量600万? の水需要があるとの想

定は、誤った過大予測である。1日平均給水量の予測（459万?）が過大である上に、現実とまったく相違した「負荷率」（81%）を設定して算出した予測値なのである。

東京都は保有水源を日量623万?としているが、浄水場でのロス率を平均6～7%も想定している上に、現に使用している地下水（日量最大45万?）をカウントしない不実の数値である。東京都の保有水源量は既に日量701万?（霞ヶ浦導水を含めれば713万?）に達しており、都がいうところの、八ツ場ダム等が完成したときの確保水源量日量680万?は既に確保されている。

東京都は利根川流域では33年間に13回の取水制限が行われており、利水安全度が低いと強調しているが、東京都がいう近年最大という平成6年の大渇水でも、1日最大給水量は低下していない。水飢饉は東京都の誇大宣伝である。

利水安全度は、国のいう「通常の年」はもとより、「水不足の年」でも、都民の生活や産業活動に影響が出ることはない。その程度の安全度はこれまでの施策で確保されている。

八ツ場ダムなどの新規計画施設が10年以上も先に完成したときは、東京都の水需要は上限で日量550万?程度であり、さらにその後は人口が減少するから、八ツ場ダムの建設は壮大なムダなダム工事だということになる。

被告らは、近20年の降雨状況からすると、ダムが安定的に供給できる水量が当初計画していた水量よりもおよそ2割目減りしているとの国交省のピーアール資料（乙第86号証）を引用するが、実証的な記述でないばかりか、「2割の目減り」というのも、「近年の少雨傾向が継続した場合」という条件が付されている。しかし、「平成17年版 日本の水資源」には、100年後を見通した長期的な気象状況

の研究成果が報告されているが、それによれば、利根川上流域の降雨予測としては、「将来の年降水量及び年総流出量は現在に比べて増加する」(19頁)との見通しが示されている。また、こうした研究とは別に、利根川水系においては、国の直轄ダムを含めて11ものダム等の水源開発事業が中止されているのであり、国交省の水不足キャンペーンは、国や流域都県が共有する水余りの認識にも反するものとなっているのである。

上記の事実を総合的に判断すると、東京都が確保をめざしているとする日量680万?は無用と言うべき水量である。しかし、現実には東京都は既に日量701万?の水量を確保しているところ、この水源量は、「戦後最大級渇水の年」の備えがあるという状況に至っている。都に水道水の安定的な供給を行う責務があることは当然であるが、その責務を果たすためとして、無用の八ツ場ダムの建設費用を負担することは明らかに不当な支出というべきであり、そのムダの程度からすれば、その支出は違法の判断を受けるべきものである。

以 上